

## 【LOGO 市利用規約】

このたびは LOGO 市をご利用いただき、誠にありがとうございます。「デザイン制作」サービスのご利用にあたり、予めルールをご理解いただくことは大切なことと考えております。サービス提供に伴うトラブルを未然に防止し、お客様に安心してご利用いただくために、必ずご確認ください。

### 第 1 条（本規約の適用範囲について）

1. この LOGO 市利用規約（以下、「本規約」）は、株式会社ビジョン（以下、「当社」）が、WEB サイト「LOGO 市」（以下、「本サイト」）を通して提供するサービス（以下、「本サービス」）を利用する全てのお客様（以下、「利用者」）に適用されます。
2. 利用者は、本サービス申込前に必ず本規約の内容を全て確認し、本規約を了承してください。利用者の本サービスへの会員登録によって、当該利用者は本規約を承諾したものとみなされます。
3. 当社は本サービスの提供等について、利用者は料金の支払等について、いずれも本規約に定める義務を負い、誠実に履行します。

### 第 2 条（本規約の変更・改訂について）

1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更・改訂することがあります。
2. 当社は、本規約の変更・改訂を、当社のサイトで告知します。
3. 本規約の変更・改訂が当社のサイトで告知された後は、本サイトの利用に関し、変更・改訂後の本規約が適用されます。

### 第 3 条（ロゴデザインプラン・名刺作成プラン・封筒作成プラン・名刺封筒セットプランに関する契約について）

1. ロゴデザインプラン・名刺作成プラン・封筒作成プラン・名刺封筒セットプランについては、利用者の申込手続きが完了し、当社が申込内容を確認した時点で、本規約を内容とする契約（以下、「本契約」）が成立します。
2. 利用者は、キャンセル料等の負担を一切負わずに、本契約をキャンセルできる場合があります。それは、当社の利用者に提案する初回のデザインが利用者の希望に合わない場合で、当社が指定する期日までに利用者が所定の方法で当社にキャンセルの通知をした場合です。
3. 利用者は、前項の規定に関わらず、本契約をキャンセルできず、正規の利用料金をお支払いいただく場合があります。それは、下記のいずれかに該当すると、当社が合理的な理由により判断する場合があります。
  - ①. 利用者が、他社とのコンペを利用した場合
  - ②. 利用者が、友人、知人、他社などにデザインを依頼したことを理由とする場合
  - ③. 利用者がデザインの利用を予定していた起業が頓挫したことを理由とする場合
  - ④. 利用者がデザインの利用を予定していた社名・サービス名などが変わったことを理由とする場合
  - ⑤. 利用者に、はじめから購入意思がない場合
  - ⑥. 利用者が、本サイトの利用料金に納得していない場合

- ⑦. 利用者が、同じデザインに対し、異なる担当者による依頼、異なる条件での依頼、関連会社による依頼、その他実質的には同一の依頼を複数回行ったとみなされる場合
- ⑧. その他、利用者側の事情による場合を含め、当社が関与せず、当社が対応できない事情による場合

#### 第4条（3条のサービス以外の本サービスに関する契約について）

ロゴデザインプラン・名刺作成プラン・封筒作成プラン・名刺封筒セットプラン以外の本サービスについては、次のいずれかの時点で、本規約を内容とする契約（以下、「本契約」）が成立します。

1. 利用者の申込手続きが完了し、かつ、当社が提示した見積金額を利用者が支払った時点
2. 利用者が、当社指定のフォーマットによる発注書をメール、FAX または郵送にて送付し、当社がそれを確認した時点

#### 第5条（当社からの契約解除について）

当社は、本契約を解除し、利用者の本サービス利用資格の停止・取り消しを行う場合があります。それは、下記のいずれかに該当すると、当社が合理的な理由により判断した場合で、その場合、当社は、利用者に対する事前の通知・催告を必要としません。当社が本契約を解除した場合でも、利用者は、当社に対する本サービスのサービス料金支払義務を、免れません。

1. 第3条3項各号のいずれかに該当する場合。
2. 利用者が、1ヶ月以上、当社からの連絡がつかない場合。但し、メールマガジン等の通知を除きます。
3. 利用者が、当社が指定した支払期日までに利用料金を支払わない場合。
4. 利用者が、当社又は第三者の著作権法に基づく権利又はその他の知的財産権を侵害する行為、法令などに違反する行為、本規約又は本契約に違反する行為を行った場合。
5. 利用者が、当社に虚偽の事実を伝えた場合。
6. その他、利用者が、本サービスの利用者として不適切な場合。

#### 第6条（サービス料金について）

1. 利用者は、本サービス料金を、当社に支払う義務があります。
2. 本サービス料金は、以下のように決定されます。
  - ①. 原則として、本サイト内に表示されている料金。
  - ②. 特に、当社が見積料金を利用者に提示した場合は、当該提示料金。
3. 当社は、予告なく、本サービス料金を変更することがあります。

#### 第7条（著作権及び著作者人格権について）

1. 当社は、著作物であるロゴ・名刺・封筒等の各種デザイン(以下、「デザイン」)の著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む、以下同じ）を、保有します。

2. デザイナーは、デザイナーが制作したデザインの著作権者人格権を保有します。但し、当社は、当該デザイナーに著作権者人格権を行使させないために、必要な措置を講じます。
3. 利用者は、デザインの著作権を、第8条に定める方法で当社が利用者に納品した時点で、取得します。
4. 利用者は、前項の規定に関わらず、以下のいずれかに該当すると、当社が合理的な理由により判断する場合、デザインの著作権を取得しません。この場合、当該デザインの著作権は、当社が保有します。
  - ①. 利用者が、当社の提案するデザインを購入しない場合。
  - ②. 利用者に、不法行為もしくは不正がある場合。
5. 当社は、第3項の規定にかかわらず、デザインを、本サービスの制作実績・販売実績として紹介する目的で、自由に利用することができます。
6. 利用者は、当社に対し、第3項の規定によって取得した著作権に関し、当該デザインにかかる複製権、上映権、公衆送信権、自動公衆送信権（送信可能化権を含む）、ならびに展示権を、前項に定める目的に限り、無償かつ無期限に許諾します。
7. 利用者は、前項の規定にかかわらず、以下に定める条件で、当社による当該デザインの使用を許諾しないことができます。
  - ①. 利用者が、著作権譲渡証明書を購入すること。
  - ②. 著作権譲渡証明書の購入代金は、当社が定める金額とすること。
  - ③. 著作権譲渡証明書の購入の効力は、当社が利用者の納品証明書の購入の申入れを確認し、かつ、利用者が著作権譲渡証明書の購入代金を当社に支払った時点から発生すること。
  - ④. 当社は、前号の効力発生時点以降、当該デザインを使用できなくなること。
  - ⑤. 当社は、第③号の効力発生時点以前に当該デザインを当社が使用したことについて、何ら責任を負わないこと。

## 第8条（納品・納期について）

1. データ納品に関して
  - ①. 当社は、利用者の当社への支払いを確認した後、各種デザインにかかる著作物のデータ（以下、「納品データ」）を納品します。納品データのファイル形式は、本サイト上の各サービスページにて提示します。
  - ②. 納品データの受け渡し方法は、本サイトのマイページを用いて行います。本サイト上にある当該利用者専用のマイページに当社が納品データをアップロードし、電子メールを用いてその旨を当該利用者に通知した時点で納品完了とします。ただし、ファイル容量が100MBを超える納品データの場合は、その受け渡し方法を、当社と利用者が協議して定めます。
  - ③. 前項の規定にかかわらず、利用者が希望した場合、当社は、有償で、納品データを保存したUSBメモリーを、利用者の指定する住所に郵送する方法で納品します。その場合、当該USBメモリーを郵送・宅配便にて発送し、利用者へ届いた時点で納品完了とします。
  - ④. 納品データの保証期間は、当該納品データの納品が完了した時点から原則6ヶ月です。ただし、利用者が本サービスを退会した場合、及び第4条の規定に基づいて契約解除となった場合は、その時点を以て当該納品データの保証期間終了とします。納品データは、利用者自身が適宜バックアップをとるなどして、大切に保管してください。
2. 印刷物に関して

- ①. 本サービスのうち、各種印刷物のデザイン制作をご利用いただいた場合、当社は、利用者の当社への支払いを確認した後、希望の数量、及び台紙にて、当該デザインを印刷した現物（以下、「納品物」）を納品します。
- ②. 利用者は、本サイトのマイページ、もしくは電子メールにて送付した PDF ファイルにて、当該デザインに印字する全記載内容を確認し、記載内容に間違いがないことを当社に通知した後、当社は当該デザインの印刷を開始します。責了での発注はお受けできません。
- ③. 本納品物の納期は、本サイト上の各サービスページに目安を記載しています。利用者の希望納期が当社の提示する目安の納期より短い場合、希望納期までの納品が叶わなかった場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
- ④. 本納品物の納期は、印刷開始後本サイトのマイページに具体的な発送予定日を表示したうえで、当社より利用者に対し電子メールにて通知します。
- ⑤. 当社は当該納品物を郵送・宅配便にて発送し、利用者へ届いた時点で納品が完了するものとします。
- ⑥. 当社から当該納品物が発送された後は、利用者は当社から提示された配送業者・配送状況を自身で確認のうえ、納品物を必ず受け取ってください。配送業者での保管期限切れ・届け先不明等の利用者側の原因により、納品物が当社へ返送となった場合、返送・再発送の費用は利用者負担となります。
- ⑦. 当社は当該納品物の発送に際し、利用者都合による配送時間指定・配送業者指定・着払い発送手配は行いません。

### 3. 印刷物のデータ納品に関して

- ①. 印刷物のデータ納品は、利用者が希望した場合は、当社は、有償で、それを行います。
- ②. 納品データのファイル形式、納品方法、及び保証期間については前1項の各号と同様とします。

## 第9条（デザイン修正・調整について）

### 1. 納品前の修正・調整について

- ①. 利用者は、当社からの提案デザインの中から1案を選択・購入のうえ、その案をベースにした修正・調整を依頼できます。なお、利用者が複数案の修正・調整を希望する場合、当社判断により有償で受け付ける場合があります。
- ②. 納品前の修正・調整回数は、各種デザインまたはデザインプランに応じて、制限があります。修正・調整回数は、本サイト上の各サービスページで提示します。修正・調整回数の制限を超過した場合の修正・調整には、別途費用が発生します。なお、本サイトに修正・調整回数の記載が無いサービスの場合は、当社より利用者に対し、別途その回数を提示します。
- ③. 第①号の規定にかかわらず、利用者からの修正・調整指示が、当該デザインから大幅にかけ離れると当社が合理的な理由により判断する場合、利用者は、追加費用を支払います。追加費用の金額は、修正・調整内容に応じて当社が決定し、利用者へ提示します。当社は、利用者の追加費用の支払いを確認後、修正・調整作業を開始します。

### 2. 納品後の修正・調整について

- ①. 納品後の修正・調整は、次号に定める場合を除き、その修正・調整作業の大小に関わらず、内容に応じた修正・調整費用が発生します。修正・調整費用の金額は、修正・調整内容に応じて当社が決定し、利用者へ提示します。当社は、利用者の修正・調整費用の支払いを確認後、修正・調整作業を開始します。
- ②. 当社の瑕疵に起因する修正・調整の場合は、第8条1項④号に定める納品データの保証期間内に限り、無償で対応します。

## 第 10 条（返金請求・キャンセルについて）

1. 利用者は、本サービスの性質上、契約成立後は、第 3 条 2 項の定める場合を除き、返金請求・契約のキャンセルをできません。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、それまでの作業料金の利用者負担など、当社の求める条件が満たされる場合、以降の作業を中止させていただく場合があります。
3. 利用者は、前項の規定に基づいて作業料金の返金が生じる場合、その振込手数料を負担していただきます。

## 第 11 条（商標登録について）

1. 当社は、デザインの利用等につき、第三者の商標権を含む各種知的財産権に抵触しないことを、保証しません。
2. 当社は、デザインにつき、商標登録ができることを、保証しません。
3. 当社は、利用者のデザインの利用等により生じた一切の損害について、何ら責任を負いません。

## 第 12 条（違約金について）

1. 当社は、利用者が下記のいずれかに該当すると、当社が合理的な理由により判断する場合、利用者に対して、次項の違約金の支払いを請求できます。この場合、利用者は、本サービスのサービス料金と当該違約金を合わせて、当社の指定する期日までに支払う義務を負います。
  - ①. 利用者が、提案商品の初回提案後、90 日以上に亘り連絡が取れない場合
  - ②. 利用者が、本サイト利用の如何によらず、当社の著作物の著作権侵害行為を行った場合
  - ③. 利用者が購入前データの無断使用（簡易的な編集処理等を行なった上での無断使用、複製および 2 次販売も含む）を行った場合
  - ④. 当社が、第 5 条の規定により、本契約を解除した場合。
2. 前項の違約金の金額は、当該商品の販売額に関わらず 30 万円と定め、利用者はこれを異議なく承諾します。  
当社が第 1 項の規定に基づき指定した期日までに利用者がサービス料金と当該違約金を支払わない場合、支払い期日翌日から支払い済みに至るまでの期間を対象に、遅延損害金を支払う義務を負います。

## 第 13 条（免責事項について）

1. 当社は、利用者の確認を得て遂行した業務に関し、当社に過失のある場合であっても、これによる利用者の損害について、当社の故意又は重過失を原因とするものを除き、一切の責任を負いません。
2. 当社は、利用者による本サービス又はデザインの利用等により発生した利用者の損害、又は、デザインを利用等できなかったことにより発生した利用者又は第三者の損害について、当社の故意又は重過失を原因とするものを除き、一切の責任を負いません。
3. 当社は、利用者が発生した使用機会の逸失、業務の中断、利用者が期待した利益が得られなかったこと、及び前項に記載する以外のあらゆる種類の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含むがこれらに限られない）につい

て、たとえ当社がこれらの事態の発生可能性を事前に通知され、その他、これらの事態を当社が特別に予見することが可能な状態にあったとしても、一切の責任を負いません。

4. 当社は、本サービスに関する利用者相互間又は利用者第三者間の一切の取引及び紛争等に関して、一切関与せず、一切の責任を負いません。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が本規約に定める義務を怠り、その結果利用者に損害が生じ、当社がその損害を利用者に賠償する場合の賠償金額は、当社が利用者から現実を受領した代金額を上限とします。
6. 当社は、天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により、本サービスの全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合、一切の責任を負いません。
7. 当社は、印刷に関し、当社の標準濃度を基準として印刷を行うものであって、利用者がP C画面や個人のプリンタで確認した内容での印刷の仕上がりを保証しません。当社は、温度や湿度によって変動する色味の変化や、印刷の特性上発生する2mm以下の裁断・印刷・貼り合わせ・折り目等のズレに関し、一切責任を負いません。

#### **第 14 条（本規約の有効期間の始期について）**

本規約は、第 3 条又は第 4 条の規定に基づいて利用者と当社間で本契約が成立時点から、効力を有します。

#### **第 15 条（本サービスの終了について）**

1. 本サービスは、第 8 条の規定に基づいて当社が利用者に納品した時点、第 5 条の規定に基づいて当社が本契約を解除した時点、又は、第 3 条 2 項又は第 10 条 2 項の規定に基づいて本契約のキャンセルが成立した時点で、終了します。
2. 前項の規定に関わらず、当社は、利用者から当社への第 3 条及び第 6 条に定める料金の入金日を基準として 90 日後の納品をもって本サービスを終了できるものとします。
3. 第 1 項の規定に関わらず、第 7 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条の各規定は、本契約及び本サービスの終了後も、有効に存続します。

#### **第 16 条（秘密情報について）**

1. 本規約における秘密情報とは、当事者の一方が相手方に開示した一切の書面、電磁的記録、その他の情報のうち、次のいずれにも該当しない情報をいいます。
  - ①. 当社が利用者に開示する前に公然知られた情報。
  - ②. 当社が利用者に開示する前に、利用者が当社とは無関係の情報源から適法に得た情報であって、その事実を文書により証明できるもの。
  - ③. 当社が利用者に開示した後に、利用者の過失又は本規約の違反によらず公然と知られた情報。
  - ④. 利用者が当社とは無関係に独自に開発した情報であって、その事実を文書により証明できるもの。

#### **第 17 条（利用者の守秘義務について）**

1. 利用者は、当社の秘密情報について、厳に秘密を保持し、当社の事前の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に開示しません。

2. 利用者は、当社の承諾を得て秘密情報を開示した第三者に対し、本規約と同等の秘密保持義務を負担させます。
3. 利用者は、秘密情報を本サービスの申し込みを検討する目的にのみ用い、それ以外の一切の目的の為に用いません。
4. 利用者は、前項の目的に必要な範囲でのみ、かつ、当社から書面による事前の承諾を得た場合にのみ、本情報の複製物を作成することができ、この場合、利用者は、当該複製物も秘密情報として取扱います。
5. 利用者が、裁判所又は政府機関の命令により秘密情報を開示する場合は、本条1項ないし前項の規定は適用しません。ただし、利用者は、かかる命令を受けたときは、速やかに当社にその旨を通知します。

#### **第18条（利用者に関する情報の取扱いについて）**

1. 当社は、本サービスの提供に際して当社が知った利用者に関する秘密情報を、外部の第三者に漏洩せずに保護します。
2. 前項の秘密情報には、公に公開されている情報（第三者が容易に取得できる販促物全般に掲載されている情報）は含みません。
3. 当社は、前二項の規定に関わらず、第7条5項及び6項の規定に基づいて、その目的の範囲に限って、利用者に関する秘密情報を第三者に開示できます。また、当社と機密保持契約を当社と結んでいる法人又は個人事業主に対し、業務上必要な範囲内で利用者に関する秘密情報を開示する場合も、同様です。
4. 当社が次条に規定する刑事上又は民事上の措置を講ずる場合には、本条の規定は適用されません。

#### **第19条（刑事上又は民事上の措置について）**

1. 利用者が、当社又は第三者の著作権法に基づく権利又はその他の知的財産権を侵害する行為、又は、法令などに違反する行為を行ったと、当社が合理的な理由により判断した場合、当社は、警察への通報をはじめとする刑事上の法的措置によって対処する場合があります。
2. 利用者が、当社又は第三者の著作権法に基づく権利又はその他の知的財産権を侵害する行為、法令などに違反する行為、又は、本規約又は本契約に違反する行為を行ったと、当社が合理的な理由により判断した場合、当社は、これにより被った損害について、利用者に対し、訴訟の提起をはじめとする民事上の法的措置によって賠償責任を追及します。

#### **第20条（準拠法・裁判管轄について）**

1. 本契約、本規約及び本サービスは、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 本規約に記載のない事項又は本規約の内容の解釈について疑義が生じた場合、その他、本サービス又はデザインに関し両者間で対立が生じた場合、両者誠意を持って協議し、その解決に努めます。
3. やむを得ず、本サービス又はデザインに関する両者間の対立が紛争となり、訴訟による解決を必要とする場合、第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。